

農林水産部 における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	農林水産 総務課	令和3年度「沖縄県 における農林水産分野の再生可能エネルギー導入のあり方」 に係る委託業務	令和3年 11月4日	4,986,312	「沖縄県における農林水産分野の再生可能エネルギー導入のあり方」に係る委託業務コンソーシアム 幹事企業 日本エヌ・ユー・エス株式会社 代表取締役社長 近本一彦	東京都新宿区西新宿7丁目5番25号	第167条の2 第1項第2号	再生可能エネルギー導入については、地域の実情に適した検討が求められ、その検討基礎となる課題の洗い出しや調査手法が成果を左右するものである。 これらの内容については、定型的なものではなく、広く公募した上で、より効果的な手法を選定するプロポーザル方式を採用し、もっとも点数の高かった者を契約相手方として選定した。	
2	畜産研究 センター	家畜飼料売買単価 契約	令和3年 10月1日	3,581,688	沖縄県農業協同組合	那覇市壺川2-9-1	第167条の2 第1項第6号	牛の発育ステージにより、給餌する飼料は合計40種類(規格違い含む)の多品目にわたり、単価にばらつきがあるため競争入札に不適である。	
3	畜産研究 センター	家畜飼料売買単価 契約	令和3年 10月1日	2,566,806	株式会社 森栄飼糧	鹿児島県鹿屋市輝北町 下百引2945-3	第167条の2 第1項第6号	牛の発育ステージにより、給餌する飼料は合計40種類(規格違い含む)の多品目にわたり、単価にばらつきがあるため競争入札に不適である。	
4	畜産研究 センター	家畜飼料売買単価 契約	令和3年 10月1日	1,677,317	沖縄県酪農農業協同組合	八重瀬町友寄960番地	第167条の2 第1項第6号	牛の発育ステージにより、給餌する飼料は合計40種類(規格違い含む)の多品目にわたり、単価にばらつきがあるため競争入札に不適である。	
5	畜産研究 センター	現場検定用子牛の 購入	令和3年 10月19日	4,199,321	沖縄県農業協同組合	那覇市壺川2-9-1	第167条の2 第1項第6号	契約相手方が開催しているセリ市場において、現場後代検定の条件に合う子牛を購入するため。	特命随意契約
6	海洋深層 水研究所	水産分野研究棟 シャッター取替修繕	令和3年 10月14日	2,161,500	許田ガラス	沖縄県島尻郡久米島町 兼城59	第167条の2 第1項第8号	本業務について、一般競争入札を実施したが、落札に至らなかった。その後、見積合わせを実施したところ左記業者が当初の予定価格の範囲内で価格を提示したため、契約の相手方とした。	
7	水産海洋 技術セン ター	令和3年度沖縄県漁 業調査船「図南丸」 第一種中間検査	令和3年 12月24日	37,730,000	新糸満造船株式会社	沖縄県糸満市西崎1丁目 6-2	第167条の2 第1項第8号	当該契約に向けて入札を実施したところ2社が参加したが不落となった。そのため最廉価入札額を提示した業者に再度見積依頼したところ、予定価格を下回る額での提出があったため、随意契約を締結した。	特定調達契約

農林水産部 における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	病虫害防除技術センター	ミカンコミバエ防除用単剤誘殺板 地上防除初動防除用	令和3年11月26日	2,703,800	第一農業株式会社	沖縄市海邦町3番11	令第167条の2第1項第5号	沖縄県指名業者名簿に登録されている当該薬剤の製造販売は2社のみであるため、2社からの見積結果により選定した。	
9	病虫害防除技術センター	ミカンコミバエ防除用単剤誘殺板 初動防除_地上防除用	令和3年12月7日	4,055,700	第一農業株式会社	沖縄市海邦町3番11	令第167条の2第1項第5号	沖縄県指名業者名簿に登録されている当該薬剤の製造販売は2社のみであるため、2社からの見積結果により選定した。	
10	病虫害防除技術センター	ミカンコミバエ防除用単剤誘殺板 緊急航空防除用(久米島)	令和3年12月28日	2,778,600	第一農業株式会社	沖縄市海邦町3番11	令第167条の2第1項第5号	沖縄県指名業者名簿に登録されている当該薬剤の製造販売は2社のみであるため、2社からの見積結果により選定した。	
11	農業大学校	県立農業大学校の消防設備等修繕	令和3年12月9日	1,622,643	有限会社 琉球防災センター	沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目366番地の20	令第167条の2第1項第5号関係	直近2年間で地方公共団体と締結した契約実績に基づく。 【①沖縄県「宜野湾市警察署第一寄宿舍消防設備修繕」;R3.8着工、R3.9完了】 【②沖縄県「なは市民協働プラザ消防用設備等修繕」;R3.8月着工、R3.9月完了】	

農林水産部 における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	糖業農産課	優良品種選定業務委託	令和3年 12月8日	2,885,000	西表糖業株式会社	浦添市伊奈武瀬1-9-9	第167条の2 第1項第2号	本委託契約は、西表島に適した品種を選定するため、現在栽培試験を行っているRK06-6009のみを使用した黒糖製造を行い、その黒糖品質を評価するものであり、その性質又は目的は競争入札に適さないため。	特命随意契約
13	家畜改良センター	乳用牛用飼料単価契約(第3四半期)	令和3年 10月1日	23,109,176	沖縄県酪農農業協同組合	八重瀬町字友寄960番地	第167条の2 第1項第2号	県内において当該事業者以外では乳用牛用飼料の多品目を取り扱っていないため。 また、乳用牛発育への影響から飼料の継続性を保つ必要があるため。	特命随意契約
14	家畜改良センター	浄水設備・取水ポンプ不具合復旧工事	令和3年 11月2日	2,697,090	株式会社 翔南工業	浦添市宇港川1281-27番地	第167条の2 第1項第5号	当該浄水設備については、平成27年度に(株)翔南工業によって整備されたものである。公共水道が整備されていない家畜改良センターの浄水設備の維持管理は、専門性の高い知識や技術が求められる。また、浄水停止等のトラブルは、職員・家畜の生命の危険に直結するため、迅速な対応が求められる。(そのため、年間の管理委託については、ノウハウを有する翔南工業に委託している。) 今回の落雷被害についても、翔南工業において、年間の管理委託の範囲内で迅速な応急対応を行ってもらったところである。そのため、本復旧についても、当該翔南工業に修繕を依頼することが、経済的、迅速、適切な復旧に直結するものであるため、1者見積とした。	特命随意契約
15	中部農林土木事務所	伊計地区防風林整備工事(R3-1)	令和3年 12月6日	12,947,000	(株)モリ建設	うるま市宇宮里47番地 201号	地方自治法 施行令167条 の2第1項第 8号	再度入札に付したが落札者がなかったので、入札参加者に見積書の提出を依頼し、見積書を徴した上で契約の相手方を決定した。	

農林水産部 における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	農地農村 整備課	水利施設ストックマ ネジメントシステム データ更新業務	令和3年 12月28日	1,100,000	沖縄県土地改良事業団 体連合会	沖縄県島尻郡南風原町 字本部453番地3	第167条の2 第1項第2号	当該システムは沖縄県土地改良事業団体連合会 に委託して、当該連合会が所有する水土里情報 システム(GIS)を基盤に開発したシステムであり、 データ更新を委託できる業者等は、当該連合会に 限られる。	特命随意契約
17	森林管理 課	令和3年度森林航空 レーザデータ整備委 託業務	令和3年 10月7日	7,198,400	アジア航測(株)沖縄営業 所	沖縄県那覇市松尾1-19- 1 合人社沖縄県庁前アネク ス	第167条の2 第1項第2号	本業務は、森林情報の高度化のため、本島北 部地域の航空レーザデータ整備を行うものであ る。 業務対象区域に係るアーカイブデータの保有状 況について確認したところ、データを保有してい るのはアジア航測(株)の1者のみであったことから 随意契約を締結した。	
18	水産課	令和3年度「軽石に よる漁業被害調査事 業」委託業務	令和3年 12月16日	6,549,999	沖縄県漁業協同組合連 合会	沖縄県那覇市前島3丁目 25番39号	第167条の2 第1項第2号 及び第5号	本業務は、軽石被害による今後の支援策を検 討するために漁業被害状況調査を委託するもの である。 委託先の沖縄県漁業協同組合連合会は、水産 業協同組合法によって設立された漁業協同組合 を指導する権限をもった組織で、軽石対策のため に設置された「JF沖縄軽石対策協議会」の事務 局を担っている。 本業務については、契約の目的又は性質から 契約を履行できる者が特定されるもの及び緊急 の必要により入札に付すことができないときに該 当するため、契約の相手方として選定した。	特命随意契約
19	漁港漁場 課	軽石再利用検討業 務	令和3年 12月27日	7,700,000	(株)田幸技建コンサル タント 代表取締役 湧川 哲雄	沖縄県浦添市仲間1丁目 5番1号サントピアみやぎ 1階	地方自治法 施行令第167 条の2第1項 第5号	海底火山(福徳岡ノ場)の噴火による噴出物(軽 石)が県内各地に漂着し、漁港泊地等に浮遊し ている状態であり、漁船のエンジン部に巻き込ま れる事例が発生している。このため応急対策工事等 で軽石の撤去を行っているが、大量の軽石の処 分先が決まっておらず県内各地の仮置き場を逼 迫している状況にあるため緊急の必要がある。契 約の相手方は漁港漁場施設等における災害及び 事故発生時の調査測量業務等に関する基本協定 書に基づき選定された田幸技建コンサルタントと する。	特命随意契約

農林水産部 における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	北部農林 水産振興 センター 農業水産 整備課	辺土名漁港及び安 田漁港災害復旧応 急工事(R3)	令和3年 10月28日	88,623,700	(株)屋部土建	名護市港2-6-5	第167条の2 第1項第5号	災害復旧応急工事となり緊急を要することから、 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規 定に基づき随意契約に付したい。なお、見積依頼 業者は防災協定に基づき選定された1者とする。	特命随意契約
21	北部農林 水産振興 センター 農業水産 整備課	北部管内海岸等軽 石除去委託業務(R 3-1)	令和3年 11月22日	2,382,600	国頭漁業協同組合	沖縄県国頭村字辺土名1 83番地4	第167条の2 第1項第2号	本業務箇所は辺土名漁港に隣接した海岸となっ ている。国頭漁協は業務箇所の地形や潮流を熟知 している。また、周辺海面の浮遊状況や漂着状 況等をすぐに把握することが可能なことから、国 頭漁業協同組合が行うことで、漁業活動により効 率的・効果的な体制が図られる。本業務を受益者 が行う体制は、その性質及び目的が競争入札に 適さないものである。よって地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号により随意契約とする。	特命随意契約
22	北部農林 水産振興 センター 農業水産 整備課	北部管内海岸等軽 石除去委託業務(R 3-2)	令和3年 11月22日	3,996,300	本部漁業協同組合	沖縄県本部町字谷茶28 番地	第167条の2 第1項第2号	本業務箇所は新里漁港に隣接した海岸となっ ている。本部漁協は業務箇所の地形や潮流を熟知 している。また、周辺海面の浮遊状況や漂着状 況等をすぐに把握することが可能なことから、本 部漁業協同組合が行うことで、漁業活動により効 率的・効果的な体制が図られる。本業務を受益者 が行う体制は、その性質及び目的が競争入札に 適さないものである。よって地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号により随意契約とする。	特命随意契約
23	北部農林 水産振興 センター 農業水産 整備課	北部管内海岸等軽 石除去委託業務(R 3-4)	令和3年 12月14日	8,177,400	今帰仁漁業協同組合	今帰仁村字運天962番 地4	第167条の2 第1項第2号	本業務箇所は今帰仁漁港に隣接した海岸となっ ている。今帰仁漁協は業務箇所の地形や潮流を 熟知している。また、周辺海面の浮遊状況や漂着 状況等をすぐに把握することが可能なことから、 今帰仁漁業協同組合が行うことで、漁業活動によ り効率的・効果的な体制が図られる。本業務を受 益者が行う体制は、その性質及び目的が競争入 札に適さないものである。よって地方自治法施行 令第167条の2第1項第2号により随意契約とす る。	特命随意契約

農林水産部 における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
24	北部農林水産振興センター 農業水産整備課	北部管内海岸等軽石除去委託業務(R3-5)	令和3年12月21日	22,481,800	伊是名漁業協同組合	伊是名村字勢理客2809番地3	第167条の2第1項第2号	本業務箇所は伊是名村内漁港に隣接した海岸となっている。伊是名漁協は業務箇所の地形や潮流を熟知している。また、周辺海面の浮遊状況や漂着状況等をすぐに把握することが可能なことから、伊是名漁業協同組合が行うことで、漁業活動により効率的・効果的な体制が図られる。本業務を受益者が行う体制は、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。	特命随意契約
25	宮古農林水産振興センター 農林水産整備課	佐良浜漁港災害復旧応急工事(R3)	令和3年12月20日	1,161,600	共和産業(株)	沖縄県那覇市前島1丁目9番7号	地方自治施行令第167条の2第1項第5号	海底火山(福徳岡ノ場)の噴火による噴出物(軽石)が県管理空港の佐良浜漁港に漂着したため、その軽石の撤去を行う工事である。軽石は漁港泊地等の海面に浮遊している状態であり、船舶のエンジン部分に巻き込まれる事例が発生し、漁業活動に支障を来している。上記理由により緊急で応急工事を行う必要があるため、「漁港漁場施設等における災害及び事故発生時の応急対策業務等に関する基本協定書」に基づき、協力要請及び工事業者の選定を行った。	特命随契
26	宮古農林水産振興センター 農林水産整備課	長中地区農道台帳作成業務(R3)	令和3年12月9日	2,860,000	沖縄県土地改良事業団体連合会	沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3	地方自治施行令第167条の2第1項第2号	1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。 2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。 3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。 4)上記理由により地方自治法施工令第167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。	特命随契

農林水産部 における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	宮古農林水産振興センター農林水産整備課	宮古管内土地改良事業技術審査等支援業務(R3)	令和3年12月8日	2,049,300	沖縄県土地改良事業団体連合会	沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3	地方自治施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、宮古管内で実施する工事の技術審査に必要な書類を作成する事を目的としている土地改良事業の発注者支援業務である。土地改良事業に精通し、国からの発注者支援の認定を受けたところが他にないため、地方自治法167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。	特命随契
28	宮古農林水産振興センター農林水産整備課	魚口地区農道台帳作成業務	令和3年12月22日	3,520,000	沖縄県土地改良事業団体連合会	沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3	地方自治施行令第167条の2第1項第2号	1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。 2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。 3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。 4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。	特命随契
29	八重山農林水産振興センター農林水産整備課	与那良原地区農道台帳作成業務(R3)	令和3年11月12日	1,870,000	沖縄県土地改良事業団体連合会	沖縄県南風原町字本部453番地3	第167条の2第1項第2号	【随意契約とする理由】 『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達(平成2年3月22日・構改D第46号及び平成3年8月20日・3構改D第510号)により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業団体連合会を活用するよう指導があるため、施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県随意契約ガイドライン(2)-⑤の規程を適用し、特命随意契約を締結する。 【業者選定理由】 当該農道については、今後竹富町に財産移管する予定であり、農道台帳の管理については一括して沖縄県土地改良事業団体連合会が管理する予定となっている。また、当該業務の遂行に必要な専門技術者を多数有し、より適正で円滑な業務遂行が期待できることから、沖縄県土地改良事業団体連合会を選定した。	特命随意契約

農林水産部 における随意契約の実績 (令和3年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	八重山農 林水産振 興センター 農林水産 整備課	名蔵ダム・底原ダム データ収集装置改修 工事	令和3年 10月21日	68,200,000	富士通Japan株式会社 沖縄支社	那覇市久茂地1-12-1 2	第167条の2 第1項第2号	<p>本工事は、堰データ収集装置を改修し、ダム管理所で水位確認及びデータ収集ができるよう、ダムの管理省力化を目的とした工事である。</p> <p>ダム管理システムは、ダム本体と頭首工、揚水機場等の各施設を有線又は無線によりネットワークを繋ぎ、ダム水位、気象観測、河川水位等のデータを受信及び処理を行い、ダムの流入量・放流量等の諸量表示及びデータの保存、日報、月報処理、異常の摘出等を行うダム管理に限定された特有用システムである。</p> <p>本装置システムプログラムの設計・施工は富士通Japan(株)が行っており、システム内の交換部品は汎用品とはなっていないことから、設計・施工メーカーである富士通Japan(株)から部品の調達を行う必要がある。</p> <p>以上のことから、同一の者にシステムの改修工事を履行させなければ、障害発生時の対処に支障を生じ、また、管理責任の所在が不明確になることから、富士通Japan(株)と随意契約を締結する。</p>	特命随意契約
31	八重山農 林水産振 興センター 農林水産 整備課	嵩田配水池流量計 改修工事(R3)	令和3年 11月16日	6,490,000	(有)昭電工業	石垣市字登野城580-9	第167条の2 第1項第2号	<p>本工事は、嵩田配水池流量計測装置の改修を行う工事である。</p> <p>当施設の流量計測装置は、愛知時計電機株式会社が設計・施工しており、当施設の規格、性能、構造は特殊でかつ、交換部品に際してもメーカー指定で調達先が特定されるなど、機器の改修に制約を受けるものである。</p> <p>(有)昭電工業は、愛知時計電機株式会社の石垣島内唯一の代理店であり、当施設の点検整備業務を平成10年度から行っている。</p> <p>よって、同一の者に流量計装置の改修工事を履行させなければ、障害発生時の対処に支障を生じ、また、管理責任の所在が不明確になることから、(有)昭電工業と随意契約を締結する。</p>	特命随意契約